

(別紙6)

令和7年3月3日

お客様各位

一般財団法人なら建築住宅センター
理事長 伊伏堅太郎

N I C E W E B 申請システムをご利用いただける建築物の拡大について

平素より当センターをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

令和7年4月1日の改正建築基準法及び改正建築物省エネ法の施行に伴い、施行日前後には、審査や交付手続き等が大変混雑することが予想され、皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解お願い申し上げます。

さて、これまで確認申請の事前審査願書において、N I C E W E B 申請システムをご利用いただける建築物は、原則として構造計算書の添付がないものに限定してきましたが、施行日（令和7年4月1日）以後は、お客様サービス向上の観点から全ての建築物について、当該N I C E W E B 申請システムをご利用いただけるように改めます。

なお、このことに伴い、消防同意における紙面出力を当センターにて行う場合は、その業務等に見合った手数料を確認申請手数料に係る基本手数料に加算させていただきますので、ご理解お願い申し上げます（ただし、一戸建住宅及び型式部材等製造者の認証を受けた建築物は、その業務量等が比較的少ないことから、加算しません）。